

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和8年6月26日(金)

午前9時58分～午前11時15分

開催場所：会議室302

1 土山駅北地区まちづくり事業について

土山駅北地区まちづくり事業について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

土山駅北地区まちづくり事業については、令和5年度以降、土山駅前自治会、土山駅北地区まちづくり推進協議会及び播磨町が中心となり、地域と連携しながら検討を進めている。令和5年度には、土山駅北地区の将来像を示す「まちづくりコンセプト」を策定し、令和6年度には、その実現に向けた「まちづくり基本構想」を策定した。さらに、令和7年度においては、これまでの検討とその成果を基に、事業化を目指した第一歩として「まちづくり基本計画」の策定に向けた取組を進めた。

具体的には、地籍調査の成果を基に、地盤の高さを把握するための水準測量を実施したほか、土地・建物の登記調査や権利調査を行った。また、土地区画整理事業の設計に必要な地価鑑定作業を実施するとともに、駅前広場（ロータリー）の基本計画についても検討を行った。また、土地区画整理事業を実施する場合に、どこまでの範囲を対象区域とすることが適切であるのかについて検討し、画地・街区、道路、公園広場、給排水施設等の概略設計を実施した。

地域住民や地権者に対しては、令和7年5月に事業説明会を開催した後、意向調査を実施した。調査では、地域が抱える課題や、これまでに策定してきたコンセプトや基本構想に対する受け止め方、所有する土地や建物の今後の活用意向、さらに、説明会や勉強会への参加しやすい曜日や時間帯などについて確認を行った。調査対象者は延べ199名で、そのうち152名から回答があり、回収率は76.4%であった。

その後、第1回勉強会では、意向調査の結果報告とともに、土山駅北地区における再整備の手法等について説明を行った。第2回勉強会では、第1回勉強会で説明した再整備の手法を採用した場合に、地権者に求められる選択や補償制度、税制上の特例措置などについて情報提供を行った。第3回勉強会では、土山駅北地区の課題となっている場所を改めて確認するとともに、土地区画整理事業の区域設定に当たっての基本的な考え方やルールについて説明し、総合的な視点から事業区域として想定される範囲について共有を行った。最後に、令和8年3月に事業報告会を開催し、令和7年度における検討成果として、「まちづくり基本計画」の内容について報告を行った。なお、説明会や勉強会については、当日参加できなかった方等向けに事後に動画配信

も行った。

また、令和7年10月以降は、月3回、各回3時間、まちづくり推進協議会事務所に都市計画課職員が常駐し、地権者や地域住民からの相談対応を実施しているとのことであった。今回の報告では、土山駅北地区におけるまちづくりについて、段階的かつ丁寧に地域との合意形成を図りながら検討が進められていることが確認できた。今後は、地域住民や地権者の意向を十分に踏まえながら、事業化に向けた具体的な検討がさらに進められることが期待される。

次に、令和8年度 of 取組内容について、現在、土地区画整理事業の都市計画決定を令和9年度末に行うことを目標としており、令和8年度はその準備を進めるとともに、地権者の方々には、事業化に向けてどのようなことを考え、また決める必要があるのかについて情報提供を行い、それぞれの意思決定が円滑に行えるよう支援していく年度と位置付けている。

都市計画決定に向けた準備は、大きく分けて測量業務と設計業務になる。測量業務については、土地区画整理事業の施行範囲の面積を確定するための測量を実施するほか、令和7年度に自治会で再整備エリアへ含める方針が示された自治会公民館エリアについても、追加の現地測量を行う予定となっている。

設計業務では、令和7年度に実施した設計内容を基に、さらに詳細な基本設計を進めるとともに、都市計画決定に必要な資料作成を実施する。また、市街地再開発に関する基本計画の検討も進めることとしている。

さらに、地域住民や地権者の意向を把握するとともに、再整備に対する理解を深め、不安解消につなげるための勉強会などを開催する予定であり、加えて、国の補助制度活用に向けた各種作業も進められるとのことであった。

令和8年度業務の対象エリアは、令和7年度に作成した「まちづくり基本計画」において示された施行地区（案）と同じ範囲になる。

今後の想定スケジュールと、地権者が意思決定を行う時期についても示された。これが、現時点で、円滑に進んだ場合を想定したスケジュールとなる。

地域住民向けの取組としては、令和8年5月22日に令和8年度事業説明会を開催し、勉強会を7月24日と11月頃に計画している。

加えて、令和8年度の意向調査を、12月頃から翌年1月頃にかけて実施する予定であり、この期間には個別具体的な相談対応の場を設ける考えが示された。令和8年度末には、令和8年度事業報告会も開催予定となっている。

令和9年度には、都市計画法に基づく都市計画決定に向けた手続きを進めるとともに、令和10年度に予定している事業認可に向けた準備や換地設計の準備作業等を進めるとともに、市街地再開発事業の基本計画策定が予定されている。

これまでの総論的な内容から、今後は地権者にとって個別具体的な内容へ移行していく段階にあるため、関心が高まるとともに、不安や疑問も大きくなる時期であるとの認識が示された。そのため、引き続き丁寧に進めていきたいとのことであった。

【主な質疑応答】

Q 事業の総事業費について、町負担額や国庫補助金、税収効果なども含め、どの程度の規模を想定しているのか。

A 概算費用については、令和8年度の事業の中で算定を進めている。相当事業費は、既成市街地での事業となるため、特に補償費を中心に事業費は大きくなると想定している。また、国庫補助金等については、制度の研究を実施しており、どういったものが導入できるのか検討を進めている。

2 令和8年度における公共交通施策について

令和8年度における公共交通施策について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町では、令和6年度から令和10年度を計画期間とする「播磨町地域公共交通計画」に基づき、播磨町地域公共交通活性化協議会で議論を重ねながら、バス等既存公共交通サービスとの役割分担を図り、地域全体の交通ネットワークの維持活性化を進めている。また、公共交通空白地における新たな交通サービスについても検討を行っている。

令和8年度については、播磨町の特性を踏まえ、国の動向も参考にしながら、既存交通事業者と連携して持続可能な公共交通ネットワークの維持を図るとともに、町内の公共交通空白地においては地域輸送資源を活用した取組を検討する方針が示された。主な取組として、交通事業者との連携促進、町内公共交通空白地での地域輸送資源の活用推進、庁内関係部署との連携などを進めるとしている。

その具体的な事例として、社会福祉法人「知足会あえの里」の送迎車両を活用した移動支援の取組について説明があった。令和7年7月、同法人から送迎車両を地域貢献に活用できないかとの提案があり、都市計画課と協議を重ね、播磨町地域公共交通活性化協議会で議題となった結果、「はりま春風フェス」において公共交通空白地域である古田・大中地域の高齢者等を対象に、移動支援を実施することとなった。

令和8年4月に開催された「はりま春風フェス」においてトライアル運行が実施され、古田西自治会の高齢者4名を地元自治会より選定し、各利用者宅からイベント会場までの送迎が行われ、利用者はイベントを楽しむことができたとのことであった。

利用者アンケートでは、全員が満足したと回答し、「今後も利用したい」との意見が寄せられた。また、普段の外出に不安や課題を感じている方が多く、既存のバスや鉄道の利用頻度も低い実態が確認された。今回の取組が外出機会の創出や地域イベントへの参加につながったことから、最初の取組として有益であった。

今後については、古田・大中地域内において、他の地域イベントへの展開や、送迎

車両の空き時間を活用した新たな移動支援について検討を進めるとともに、交通事業者との役割分担や法的な枠組みも含め、播磨町地域公共交通活性化協議会において丁寧に協議を進めていくとのことであった。

総務建設常任委員協議会報告書

開催日時：令和8年6月26日(金)

午前11時17分～午前11時27分

開催場所：会議室302

1 大池広場公園について

大池広場公園について、所管する土木課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

大池広場公園整備事業について、公園計画の概要及び今後の予定について報告を受けた。本事業については、これまで複数回にわたり地元説明会を開催し、地域住民の意見を取り入れながら整備計画を策定してきた。令和6年度に基本計画、令和7年度に実施設計を完了しており、令和8年4月には都市計画決定に関する説明会を実施した。現在は都市計画決定手続きを進めており、令和8年9月末頃の決定を見込んでいる。

計画では、大池東側に面積約4,000平方メートルでその大部分を芝生広場ゾーンとして天然芝を整備し、芝生広場を中心に、あずまや、健康遊具、ベンチ、幼児向け遊具などを配置する。また、イベントゾーンも設け、キッチンカー等の利用を想定し、かまどベンチや手洗い場を設置する計画となっている。

さらに、既存の記念碑を活用した記念碑ゾーンや、野鳥観察が可能な自然体感ゾーン、イベント利用を想定した浮き桟橋も整備する予定である。安全対策として、既存の転落防止柵を再利用して設置、民家沿いには目隠しフェンスを設置するとのことであった。

工事については、令和9年の着手を予定している。財源について、当初は国庫補助金の活用を想定していたが、播磨町は既に法で定められた公園面積の基準を満たしており、市街化区域内においては基準を上回る高い水準を維持できているため、補助対象が限定され補助金の確保が困難となることから、都市計画税を財源として整備を進める方針が示された。また、隣接道路については、南北約180メートル、東西約50メートル、幅員6メートルで整備を計画しており、現在は用地買収を進めながら工事発注準備を行っているとのことであった。

【主な質疑応答】

- Q** 計画されている浮き桟橋について、池の水位は年間を通じて常に一定以上を保つ必要があるのか。逆に、池の水を抜くことも可能なのか。
- A** 浮き桟橋は池の水位に応じて上下する構造となっており、従来どおりの池の利用方法を前提として設置する。常時満水状態を維持するものではない。浮き桟橋は鎖などで固定する構造となっているため、池の水位が下がった場合や水を抜いた場合でも対応可能である。

総務建設常任委員協議会報告書

開催日時：令和8年7月13日(月)

午後2時39分～午後3時38分

開催場所：会議室302

1 組織機構改革検討の進捗状況について

組織機構改革検討の進捗状況について、所管する総務課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和4年10月、社会経済情勢や時代の要請に対応し、柔軟で効果的かつ分かりやすい組織を目指して組織機構改革を実施した。

主な内容は、部課係制の導入、教育委員会事務の一部を町長部局へ移管し住民協働課を新設、その他、営繕課・こども課・債権管理課を新設した。その後の効果検証として、住民1,000人を対象にアンケートを実施し、451件の回答を得た。アンケート結果では、機構改革を「知っていた」とする回答は9.6%にとどまったが、窓口対応が「良くなった」とする割合は全体では21.6%で、機構改革を認知している人に限ると57.1%となった。職員アンケートでは、課や係の業務の役割分担の明確化や専門部署の新設が評価された一方、部署間にまたがる業務の責任範囲の曖昧さ、業務量の偏り、縦割りの強まりなどが課題として挙げられた。

業務量調査では、現在の人員体制では業務量に対して人員が正規職員換算で約25人の不足があると推計され、組織体制の評価で、持続性、弾力性、戦略性の全項目がC判定となった。今後は、企画総務部・福祉保険部の再編、教育委員会事務局の再編、適正な職員数の確保、部署間連携の強化を進める。検討結果は、令和8年11月に総務建設常任委員会へ報告し、12月定例会に関係条例の改正案を上程する予定である。

【主な質疑応答】

Q 職員が約25人不足とされるが、将来の人口減少や財政負担も見据え、段階的な採用計画を進める考えは。

A 現在の業務量に対応するため適正な職員数は必要である。一方で、人口減少や財政状況も踏まえ、退職者数などを考慮しながら、中長期的な視点で計画的な職員採用を進めていく。

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和8年8月17日(火)

午後0時59分～午後1時14分

開催場所：会議室302

1 蓮池公園の都市計画変更について

蓮池公園の都市計画変更について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

蓮池公園は、西野添4丁目にある蓮池小学校の北西に位置し、昭和57年12月に都市計画決定をされた。面積10,401平方メートルのうち1,491平方メートルが公園として整備され、昭和58年8月から整備済み部分供用が開始されている。一方、未整備の8,910平方メートルは、かんがい用水用のため池として残されてきたが、現在はかんがい用水の需要がなくなっている状態である。現在、播磨町では保育需要に対応しきれていない現状で、特に町北部エリアの蓮池小学校区内で保育施設の供給不足が顕著となっている。このため、未整備のため池部分をこども園の建設候補地とし、都市計画決定の区域から除外する変更を行う予定である。現在整備済み公園部分については、引き続き都市計画公園として供用する。今後の予定として、令和8年9月に播磨町中央公民館で地元説明会を開催し、その後、知事協議、都市計画決定案の縦覧、意見書の受理などの手続きを進める。令和9年2月に都市計画審議会へ付議し、答申を経て、令和9年3月に都市計画変更の決定告示を行う予定である。

【主な質疑応答】

- Q** 未整備部分は現在ため池となっており、雨水を貯留する機能や防災・治水機能も有している。こども園整備に伴い全部埋め立てることで、下流への影響はないのか。
- A** 今後、実施設計業務を行う中で、単に埋め立てると現在の治水機能が失われるため、流域からの雨水量や開発による雨水量を算定し、必要な規模の調整池を設けるなど、下流への流量を抑制する対策を講じたいと考えている。

総務建設常任委員協議会報告書

開催日時：令和８年８月１７日（火）

午後１時１６分～午後１時４８分

開催場所：会議室３０２

１ 加古川市東消防署播磨分署隣接土地購入について

加古川市東消防署播磨分署隣接土地購入について、所管する危機管理課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和８年４月、土地所有者から「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく土地買取希望申出書が提出された。対象地は、加古川市東消防署播磨分署の隣接地であることから、加古川市消防本部の意見も踏まえ、町が購入する方針である。購入予定地は、播磨町東本荘２丁目２４８の１で、面積は１，１４０．５２平方メートルである。

財源には緊急防災・減災事業債を活用し、９月定例会に補正予算を計上する予定である。購入後は、緊急消防援助隊の進出拠点としての駐車場や消防職員・消防団員の訓練用地として活用する予定である。予算可決後に土地所有者と協議し、妥結後建物を解体し更地で引き渡しを受け、令和９年度に土地活用のため舗装等の整備工事を実施する予定である。

【主な質疑応答】

- Ｑ** 購入後は緊急消防援助隊の進出拠点としての駐車場等として活用するとのことだが、現在どのような課題があり、用地取得が必要なのか。
- Ａ** 大規模災害時には、緊急消防援助隊の大型車両やはしご車など、多数の車両を受け入れることが想定される。役場前にも駐車場はあるが、大型車両を含む緊急消防援助隊の進出拠点として、今回取得する土地を活用したいと考えている。

２ 給水車購入について

給水車購入について、所管する上下水道課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保を強化するため、令和９年度に給水車を導入する計画を進めている。給水車は準中型免許で運転可能なものとし、全長は６，０００ミリメートル以下、全幅１，９００ミリメートル以下、全高２，５００ミリメートル以下、最大積載量３，０００リットル程度を予定している。当初は令和８年１２月に補正予算を計上し、国庫補助を活用して契約する予定であった。

しかし、熊本地震の影響等から全国的に給水車の需要が急増しており、メーカーから納期が従来の約10か月から約1年6か月に長期化しているとの情報を得た。このまま12月補正後に給水車の購入契約を行っても、国庫補助事業の期限である令和9年度中の納車が困難となる可能性がある。このため、国庫補助の活用はせず、直ちに入札準備を進め、令和8年9月中の契約を目指す計画に変更したいと考えている。国庫補助を利用しない場合でも、新しく創設された防災対策事業にかかる公営企業債として起債を行い、その元利償還金を一般会計が負担する場合は70%が地方交付税措置されることから、町の実質的な負担に大きな差はないと見込んでいる。給水車の早期導入を行うため、令和9年度中の導入を目指す。

【主な質疑応答】

- Q** これまで町は給水車を保有せず、災害時には水をパックに詰めて供給する方針だったと思うが、今回、給水車を導入することになった主な理由は何か。
- A** 近年の大規模災害では、被災地から給水車による支援を求められるケースが多く、現在の町の体制だけでは十分な対応が難しいと判断した。また、南海トラフ地震では太平洋側沿岸の大規模都市が広範囲で被災し、全国的に給水車が大幅に不足することが懸念されている。こうした状況に加え、国の財政支援制度が拡充されたことから、この機会に給水車を導入することとした。